

デベロッパは、本書によりAppleがデベロッパに提供する本別紙2にクリックして同意することで、Appleが、デベロッパとAppleとの間で現在効力を有するApple Developer Program使用許諾契約(以下、「本契約」といいます)を修正し、本契約に本別紙2を追加する(既存の別紙2がある場合は置き換える)ことに同意したものとみなされます。本契約において別段の定めがある場合を除き、(英文で)大文字で始まる用語は、すべて本契約で定められている意味を有するものとします。

別紙2

1. 代理人およびコミッショニアの指名

1.1 デベロッパは、本契約により、AppleおよびApple子会社(以下、「Apple」と総称します)を、(i)本別紙2に対する添付書類A第1条に列挙する地域(変更されることがあります)に所在するエンドユーザーに対するデベロッパのライセンスアプリケーションのマーケティングおよび配布のためのデベロッパの代理人として、かつ、(ii)本別紙2に対する添付書類A第2条に列挙する地域(変更されることがあります)に所在するエンドユーザーに対するデベロッパのライセンスアプリケーションのマーケティングおよび配布のためのデベロッパのコミッショニアとして、配布期間中、指名します。デベロッパが選択できるApp Storeの地域の最新のリストは、App Store Connectツールにおいて定められるものとします。このリストは、Appleによって隨時更新されることがあります。デベロッパは本別紙により、Appleが、1つ以上のApp Storeを通じて、デベロッパのために、デベロッパに代わり、ライセンスアプリケーションをマーケティングし、かつエンドユーザーがライセンスアプリケーションをダウンロードできるようにすることを認めるものとします。本別紙2において、以下の定義が適用されます。

- (a) 「デベロッパ」には、デベロッパがデベロッパを代理してライセンスアプリケーションおよび関連するメタデータを提出する権限を付与したApp Store Connectユーザーが含まれます。
- (b) 「エンドユーザー」には、個人の購入者、ファミリー共有、または故人アカウント管理連絡先経由で購入者のアカウントと関連付けられた適格のユーザーが含まれます。組織の顧客の場合、「エンドユーザー」とは、組織の購入者によりライセンスアプリケーションの使用を許された個人、共有デバイス上へのインストールの管理に責任を負う当該組織の管理者、ならびにAppleが承認した教育機関で、その従業員、代理人、関連会社に使用させるためにライセンスアプリケーションを入手した機関を含む、認定された組織の購入者自身をいいます。
- (c) 本別紙2において、「ライセンスアプリケーション」という用語は、ソフトウェアアプリケーション内で提供されるコンテンツ、機能、拡張機能、スタンプ、またはサービスを含むものとします。

1.2 本別紙2の第1.1条に基づくAppleの指名を推進するために、デベロッパは本別紙により、Appleに対して以下の各号のすべてを許可し、指示するものとします。

- (a) App Store Connectツールでデベロッパにより特定された地域に所在するエンドユーザーに対して、デベロッパに代わってライセンスアプリケーションをマーケティング、勧誘、および受注すること。
- (b) ライセンスアプリケーションの保存およびエンドユーザーによるアクセスのため、ならびにその他Appleによりライセンス付与または許可された限りにおいて、第三者が当該ライセンスアプリケーションをホスティングできるようにするために、本契約の条件に従い、デベロッパにホスティングサービスを提供すること。
- (c) セキュリティソリューションおよび本契約で特定されたその他の最適化の追加を含め、エンドユーザーが取得およびダウンロードするために、ライセンスアプリケーションのコピーの作成、フォーマット、およびその他の準備を行うこと。

(d) 1つか複数のApp Storeを介して、エンドユーザーが、デベロッパが開発したライセンスアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報、および関連するメタデータを取得し、電子的にダウンロードできるように、エンドユーザーが、当該ライセンスアプリケーションのコピーにアクセスおよび再アクセスすることを許可すること、または、ボリュームコンテンツ購入の国外移転の場合には、エンドユーザーがそうできるよう手配すること。また、デベロッパは本別紙により、以下の場合に本別紙2に基づいてデベロッパのライセンスアプリケーションの配布を許可するものとします：(i) ファミリー共有経由で家族のほかのメンバーと関連付けられた個人のアカウントがライセンスアプリケーションを購入し、複数のエンドユーザーが使用する場合（App Store Connectツールで示されているデベロッパの選択に応じて、本別紙2を締結する前に行われた購入を含みます）、(ii) デベロッパのライセンスアプリケーションにアクセスするために、および<https://support.apple.com/kb/HT212360>に記載の通り、iCloudに保存された関連する情報とメタデータにアクセスするために、エンドユーザーの適格の故人アカウント管理連絡先によって使用される場合、ならびに、(iii) 単一の組織の顧客がボリュームコンテンツサービスを介して、所属するエンドユーザーが利用できるようにライセンスアプリケーションを購入する場合、または、ボリュームコンテンツ規約、条項、およびプログラム要件に従い、その組織の顧客が所有または管理する、Apple Accountと関連付けられていないデバイスにインストールするためにライセンスアプリケーションを購入する場合。

(e) エンドユーザーが支払うべきライセンスアプリケーションの購入価格について請求書を発行すること。

(f) デベロッパが宣伝目的で使用する権利を有さず、かつ、本別紙2の第2.1条に基づき、デベロッパがAppleに当該ライセンスアプリケーションを配布した時に、デベロッパが書面で特定したライセンスアプリケーション、商標もしくはロゴ、またはライセンスアプリケーション情報の該当部分を除き、宣伝目的で、マーケティングマテリアルおよびギフトカードにおいて、および車両ディスプレイに関して、(i) ライセンスアプリケーションのスクリーンショット、レビュー、および／または30秒までの抜粋、(ii) ライセンスアプリケーションに関連する商標およびロゴ、ならびに(iii) ライセンスアプリケーション情報を使用すること。さらに、宣伝目的で、マーケティングマテリアルおよびギフトカードにおいて、ならびに車両ディスプレイに関して、Appleの合理的な要請時に、デベロッパがAppleに提供することがある画像およびその他の素材を使用すること。

(g) その他、ライセンスアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報、ならびに本別紙2に従ってライセンスアプリケーションのマーケティングおよび配布時に合理的に必要となる場合がある関連メタデータを使用すること。デベロッパは、本別紙2の上記第1.2条で定める権利に関し、使用料その他一切の報酬の支払いがなされることについて同意するものとします。

(h) 本契約、可用性、および隨時App Store Connectツールにおいて更新されるその他のプログラム要件に基づき、デベロッパが指定したエンドユーザーへのデベロッパのライセンスアプリケーションのプレリリース版（以下、「ベータ版テスト」といいます）の配布を促進すること。当該ベータ版テストの目的において、デベロッパは本別紙により、デベロッパのアプリケーションのこうしたプレリリース版の配布およびダウンロードに関する購入価格、収益、またはその他の報酬を徴収するあらゆる権利を放棄するものとします。さらに、デベロッパは、デベロッパのプレリリース版ライセンスアプリケーションの配布および使用に関する第三者に対するあらゆる使用料の支払いまたはその他の支払い、ならびに当該ベータ版テストが行われる地域のあらゆる法令の遵守について、デベロッパが引き続き責任を負うことについて、同意するものとします。疑義を避けるために明記すると、かかる配布に関し、Appleに対していかなる手数料も支払う義務を負いません。

1.3 両当事者は、本別紙2に基づくその関係が、添付書類A第1条および添付書類A第2条でそれぞれ定める通り、場合により、本人と代理人、または本人とコミッショニアであること、ならびに、本別紙2で定める通り、デベロッパが、本人として、ライセンスアプリケーションに関与または関連するあらゆる請求および債務について、単独で責任を負うことを認め、これに同意するものとします。両当事者は、本別紙2に基づく、デベロッパによる、場合によりデベロッパの代理人またはコミッショニアとしての、Appleの指名は、非独占的なものであることを認め、これに同意するものとします。デベロッパは本別紙により、デベロッパのライセンスアプリケーションを配布するために、AppleおよびApple子会社をデベロッパの全世界における代理人および／またはコミッショナーとして指名するために必要な権利をデベロッパが所有または管理していること、ならびに、AppleおよびApple子会社による当該指名の履行がいかなる第三者の権利にも違反または侵害しないことを、表明および保証するものとします。

1.4 本別紙2において、「配布期間」とは、本契約の発効日から開始し、本契約またはその更新版の最終日をもって失効する期間をいいます。ただし、デベロッパの代理人およびコミッショニアとしてのAppleの指名は、本契約の期間満了後も30日を超えない合理的なフェーズアウト期間中、有効に存続し、さらに、デベロッパが本別紙2の第5.1条および第7.2条に基づき別段の意思表示をしない限り、デベロッパのエンドユーザーに関してのみ、本別紙2の第1.2条(b)項、同(c)項および同(d)項は、本契約の解除または期間満了後も有効に存続します。

2. Appleへのライセンスアプリケーションの配布

2.1 デベロッパは、App Store Connectツールまたはその他のAppleが提供するメカニズムを使用して、Appleに対してライセンスアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報、および関連メタデータを、本別紙2に従ってエンドユーザーへのライセンスアプリケーションの配布に対して要求されているようにAppleが指定するフォーマットおよび方法で、自己の費用負担をもって配布するものとします。本別紙2に基づきデベロッパがAppleに提供するメタデータは、以下の各号すべてを含むものとします：(i) 各ライセンスアプリケーションのタイトルおよびバージョン番号、(ii) エンドユーザーによる当該ライセンスアプリケーションのダウンロードをAppleが可能にするようデベロッパが希望し、指定する地域、(iii) あらゆる著作権またはその他知的財産権の通知、(iv) デベロッパのプライバシーポリシー、(v) 存在する場合、本別紙2第4.2条に従ったデベロッパのエンドユーザー使用許諾契約（以下、「EULA」といいます）、ならびに、(vi) Appleブランドハードウェア上のコンテンツの検索および検出を強化するために指定されるメタデータを含む、随時更新され得るドキュメントおよび／またはApp Store Connectツールで定める追加メタデータ。

2.2 すべてのライセンスアプリケーションは、ソフトウェアツール、Secure FTPサイトアドレス、および／またはAppleが指定するその他の配信方法を使用してデベロッパからAppleに提供されるものとします。

2.3 デベロッパは本別紙により、本別紙2に基づきデベロッパがAppleに配布するすべてのライセンスアプリケーションが、あらゆる適用法令の条件に従い、米国から添付書類Aに列挙する各地域へ輸出することが許可されていることを保証するものとします。当該適用法令には、米国輸出管理規則15 C.F.R. Parts 730-774が含まれますが、これに限定されません。さらに、デベロッパは、デベロッパがAppleに配布するライセンスアプリケーションのすべてのバージョンが、国際武器取引規則22 C.F.R. Parts 120-130の対象になっていないこと、および軍事関連のエンドユーザーまたは軍事関連の最終用途向けに設計、作成、変更、または構成されていないことを表明し、保証するものとします。本第2.3条の一般性を制限することなく、デベロッパは、(i) いかなるライセンスアプリケーションも、いかなるデータ暗号化もしくは暗号機能も含まず、それらを使用せず、またはそれらをサポートしておらず、または(ii) いずれかのライセンスアプリケーションが、当該データ暗号化もしくは暗号機能を含み、それらを使用し、またはそれらをサポートしている場合、デベロッパは、デベロッパが米国輸出管理令を遵守していることを証明するものとし、かつ、必要に応じて、米国商務省産業安全保障局（以下、「BIS」といいます）が発行する輸出規制分類番号(CCATS)、またはBISに提出する自己分類報告書、および当該ライセンスアプリケーションに関する輸入許可を要求するその他の地域からの適切な許認可を保有し、かつ、要請に応じて、これらのPDFコピーをAppleに提供するものとします。デベロッパは、Appleが、本別紙2に基づくライセンスアプリケーションへのアクセスおよびライセンスアプリケーションのダウンロードをエンドユーザーに許可する際に、第2.3条のデベロッパの保証に依拠していることを認めるものとします。本第2.3条に定める以外の事項について、Appleは、本別紙2に基づくライセンスアプリケーションへのアクセスおよびライセンスアプリケーションのダウンロードをエンドユーザーに許可する際に、輸出行政規則の要件を遵守する責任を負うものとします。

2.4 デベロッパは、その地域の各場所においてデベロッパのライセンスアプリケーション内で提供されたあらゆるビデオ、テレビ、ゲーム、またはほかのコンテンツに対して適用される政府の規制、評価委員会、サービス、またはほかの組織（以下、「評価委員会」といいます）が要求するあらゆる年齢評価またはペアレンタルアドバイザリー警告を決定し実装する責任を負うものとします。該当する場合、デベロッパはまた、エンドユーザーがデベロッパのライセンスアプリケーション中の、成人向けまたはほかの規制されたコンテンツにアクセスできるようにする前に、コンテンツ制限ツールまたは年齢認証機能を提供する責任を負うものとします。

3. エンドユーザーへのライセンスアプリケーションの配布

3.1 デベロッパは、Appleが、デベロッパの代理人および／またはコミッショネアとして行為する過程において、デベロッパを代理して、ライセンスアプリケーションのホスティングを行うこと、または本別紙2の第1.2(b)項に従って第三者にホスティングを許可できるようになると、および当該ライセンスアプリケーションのエンドユーザーによるダウンロードを許可することを認め、これに同意するものとします。ただし、In-App Purchase APIを使用してデベロッパが販売したコンテンツまたはサービスのホスティングおよび配布については、ライセンスアプリケーション自体に含まれるコンテンツ（つまり、アプリ内課金でロックが解除されるだけのコンテンツ）または本契約の付属書2の第3.3条に基づきAppleがホスティングするコンテンツを除き、デベロッパが責任を負うものとします。すべてのライセンスアプリケーションは、App Store Connectツールに定められ、Appleにより随時更新されることがある価格表から、デベロッパ独自の裁量により、1つの価格帯に設定される、デベロッパが指定した価格で、Appleがデベロッパを代理してエンドユーザーにマーケティングするものとします。また、デベロッパは、App Store Connectを通じて選択することにより、認定された組織の顧客に対してデベロッパが設定した価格帯から50%割引でライセンスアプリケーションをマーケティングするようAppleに指示することができます。デベロッパは、App Store Connectツールに定められ、随時更新されることがある価格表に従って、あらゆるライセンスアプリケーションの価格帯を、デベロッパの裁量で、いつでも変更することができます。Appleは、デベロッパの代理人および／またはコミッショネアとして、本別紙2に基づいてエンドユーザーが入手したライセンスアプリケーションについて、当該エンドユーザーが支払うべきすべての価格を徴収する責任を単独で負います。

3.2 エンドユーザーへのライセンスアプリケーションの販売または配布が、適用法令に基づいて売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、通信事業税、その他の類似する税金または賦課金の対象となる場合、エンドユーザーへのライセンスアプリケーションの販売に関する当該税金の徴収および納付の責任は、App Store Connectサイトを通じて随時更新される、本別紙2に対する添付書類Bに従って決定されるものとします。デベロッパは、App Store Connectサイトを通じて随時更新される可能性がある、デベロッパのライセンスアプリケーションに関する税金を分類するために正確な情報を選択および維持することに、単独で責任を負うものとします。これらの税分類は、デベロッパのライセンスアプリケーションの販売および配布に適用されます。デベロッパがデベロッパのライセンスアプリケーションの税分類に関して行った調整は、Appleが合理的な期間内に調整を処理したあと、それ以降のライセンスアプリケーションの販売に対して適用されます。デベロッパがデベロッパのライセンスアプリケーションの税分類に関して行った調整は、Appleがデベロッパの税分類の調整を処理する前に発生したライセンスアプリケーションの販売に対しては適用されません。

デベロッパのライセンスアプリケーションの税分類がいずれかの税務当局によって不正確であるとみなされた場合、デベロッパは、その税務上の影響について単独で責任を負うものとします。Appleが、その合理的な裁量で、デベロッパのライセンスアプリケーションの税分類を不正確であると判断した場合、Appleは、デベロッパが当該税分類を修正するまで、デベロッパに支払うべき金額を信託金額として保持する権利を留保します。デベロッパが税分類を修正したあと、Appleは、分類の不正確さに起因する罰金および利息を差し引き、Appleがデベロッパのために信託保持している残りの金額を、本別紙2の規定に従い、利息なしでデベロッパに送金します。デベロッパは、売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、通信事業税、その他の税金または賦課金、ならびにそれに関する罰金および／または利息の過少納付または過剰納付に対するあらゆる税務当局からの一切の請求について、Appleを補償し、損害を被らせないものとします。

3.3 当事者各自の税務上の遵守義務を励行するために、Appleは、特に(i)デベロッパの居住地域、および(ii)ライセンスアプリケーションにアクセスできるようにすることをAppleに対して希望する地域としてデベロッパが指定した地域に応じて、デベロッパが本別紙2に対する添付書類CまたはApp Store Connectに列挙する要件を遵守することを求めます。本別紙2に対する添付書類Cで求められている税務文書をデベロッパがAppleに提供する前に、Appleがデベロッパのライセンスアプリケーションの購入価格に対応する金額を徴収した場合、Appleは、その金額をデベロッパに送金せず、求められている税務文書をデベロッパがAppleに提供するまで、デベロッパのためにその金額を信託保持する判断を下すことができます。Appleは、本第3.3条に基づき本別紙2の規定に従い、求められているすべての税務文書をデベロッパから受け取った時点で、Appleがデベロッパのために信託保持していたすべての金額を利息なしでデベロッパに送金します。

3.4 Appleは、本別紙2に基づくデベロッパの代理人および／またはコミッショネアとしてのAppleのサービスに対する対価として、以下の手数料を受け取る権利を有するものとします。

(a) Appleは、エンドユーザーへのライセンスアプリケーションの販売について、各エンドユーザーが支払うべきすべての価格の30%に相当する手数料を受け取る権利を有するものとします。サブスクリプショングループ(以下に定義)内の有料サブスクリプションサービスの利用が1年間を超えた顧客によって行われた自動更新サブスクリプション購入についてのみ、Appleは、保持猶予期間または更新延長期間に関わらず、以降の更新ごとに各エンドユーザーが支払うべきすべての価格の15%に相当する手数料を受け取る権利を有するものとします。保持猶予期間とは、顧客のサブスクリプションが(例えば、解約または不払いなどの理由により)終了してから同じサブスクリプショングループ内の新しいサブスクリプションが開始されるまでの期間を指します。ただし、この期間は60日間を超えないものとし、変更されることがあります。更新延長期間とは、デベロッパが顧客のサブスクリプションの更新日を追加の費用なく延長する期間を指します。本第3.4条(a)項に基づきAppleが受け取る権利を有している手数料の決定において、エンドユーザーが支払うべき価格は、本別紙2の第3.2条に定める、徴収されるあらゆる税金を差し引いたとの価格とします。

(b) App Storeスマートビジネスプログラム。AppleによりApp Storeスマートビジネスプログラムに認定および承認されたデベロッパに関しては、Appleは、App Store Connectサイトを通じて随時更新される、本別紙2の添付書類Bに列挙する地域に所在するエンドユーザーへのライセンスアプリケーションの販売について、各エンドユーザーが支払うべきすべての価格の15%に引き下げられた手数料を受け取る権利を有します。デベロッパは、本契約、本別紙2、および以下の条件に従って、App Storeスマートビジネスプログラムにおける承認に必要な資格を満たすことができます。

標準的な商慣行に基づいてAppleが計算する、デベロッパおよびその関連するデベロッパアカウントの前暦年の12会計月(以下、「暦年」といいます)における合計収益額が1,000,000米ドル以内(Appleの手数料ならびに特定の税額および調整額を除いた純売上額)である必要があります。

App Storeスマートビジネスプログラムに登録するには、デベロッパは、デベロッパおよびその関連するデベロッパアカウントに関して求められる情報を、すべてAppleに提供する必要があります。デベロッパとその関連するデベロッパアカウントとの関係に変更があった場合、デベロッパはそうした情報を更新する必要があります。「関連するデベロッパアカウント」とは、(i) デベロッパが所有もしくは管理する、または(ii) デベロッパのアカウントを所有もしくは管理するApple Developer Programアカウントを指します。例えば、本契約および本別紙2の条件に同意した個人または法人で、以下のいずれかの条件が当てはまるデベロッパには、関連するデベロッパアカウントが存在します。

- 別のApple Developer Programメンバーのアカウントの所有権または割り当てにおいて、当該デベロッパが企業、個人、またはパートナーシップの持分の過半数(50%超)を保有している。
- 別のApple Developer Programメンバーが、当該デベロッパのアカウントの所有権または割り当てにおいて、企業、個人、またはパートナーシップの持分の過半数(50%超)を保有している。
- 当該デベロッパが、別のApple Developer Programメンバーのアカウントに対する最終決定権を有している。
- 別のApple Developer Programのメンバーが、当該デベロッパのアカウントに対する最終決定権を有している。

デベロッパおよびその関連するデベロッパアカウントは、Apple Developer Programのメンバーとして優良な状態である必要があります。

デベロッパおよびその関連するデベロッパアカウントの現暦年における合計収益額が1,000,000米ドルを超えた場合、当該暦年の残りの期間については、本別紙2の第3.4条(a)項に定める標準の手数料率でデベロッパに請求されます。

Appleは、各会計暦月の末日から15日以内に、App Storeスマートビジネスプログラムへの参加資格の有無を判断し、資格を満たしているデベロッパに対して参加を承認します。

そのあとの1暦年においてデベロッパおよびその関連するデベロッパアカウントの合計収益額が1,000,000米ドル以内である場合、デベロッパは翌暦年のApp Storeスマートビジネスプログラムへの承認に必要な資格を再度満たすことができます。

デベロッパが譲渡人または譲受人(以下、「アプリ譲渡当事者」といいます)としてライセンスアプリケーションの譲渡に関与している場合、当該ライセンスアプリケーションに関する収益は、App Storeスマートビジネスプログラムへの参加の適格性を判断するために、あらゆるアプリ譲渡当事者の収益の合計額の計算に含まれます。例えば、デベロッパがApp Store Connectツールを使用して、自身のデベロッパアカウントからほかのデベロッパアカウントにライセンスアプリケーションを譲渡すると、譲渡したライセンスアプリケーションに関する収益は、デベロッパの合計収益の計算、およびライセンスアプリケーションの譲受先のデベロッパアカウントの合計収益の計算に含まれることになります。ライセンスアプリケーションが特定の暦年に複数回譲渡された場合、当該ライセンスアプリケーションに関する収益は、各アプリ譲渡当事者全員の収益の合計額の計算に含まれます。

App Storeスマートビジネスプログラムへの参加資格の判断に関して、デベロッパまたはその関連するデベロッパアカウントが、疑わしい、誤解を招く、不正な、不適切な、合法でない、または不誠実な行為または不作為に関与した場合(例えば、虚偽または不正確な情報をAppleに提供すること、App Storeスマートビジネスプログラムから不適切に利益を得るために複数のApple Developer Programアカウントを作成または使用することなど)、デベロッパおよびその関連するデベロッパアカウントは、Appleの裁量で、App Storeスマートビジネスプログラムへの参加資格を失い、資格が解除されます。

Appleは、本規定に違反したデベロッパおよびその関連するデベロッパアカウントへの支払いを留保できるものとします。

デベロッパが、Appleとデベロッパとの間で有効な契約に基づき、またはそれに関連して、Appleに支払うべき金額の全部または一部を適時かつ完全に支払わない場合、法令で認められる範囲において、Appleは隨時かつ適宜、これらの金額を、偶発的か確定済みか、またはその他いかなる形態かを問わず、Appleが本契約に基づきデベロッパに支払うべき金額(Appleがデベロッパに代わってエンドユーザーから徴収した金額を含みます)に対して相殺または回収する権利を有します。さらにデベロッパは、法令で認められる範囲において、Appleが本契約に基づき有する、Appleに対しデベロッパが支払うべき金額を相殺または回収する権利は、デベロッパおよびデベロッパの関連会社、親会社、子会社、またはデベロッパの指示、支配、もしくは共同支配下で直接的もしくは間接的に行動する者(例:デベロッパの代理人)、またはデベロッパがその指示、支配、もしくは共同支配下で行動する者(例:デベロッパを代理とする本人)がAppleおよびその関連会社、親会社、または子会社に対して負う債務にも及ぶことに同意するものとします。

本別紙2の第3.2条に別途定められている場合を除き、Appleは、本別紙2の第3.4条に定められている手数料を、ライセンスアプリケーションの配布または使用に関連するあらゆる税金またはその他の類似するデベロッパ、Apple、もしくはエンドユーザーの義務を含む、あらゆる税金またはその他の政府の賦課金分の減額なしに受け取る権利を有するものとします。Appleが開発したライセンスアプリケーションの販売について、Appleは手数料を受け取る権利を有しません。

3.5 Appleは、本別紙に基づきエンドユーザーに配布されるライセンスアプリケーションの価格として当該エンドユーザーから金額を徴収する時に、当該ライセンスアプリケーションに関するAppleの手数料全額と本別紙の第3.2条および第3.4条に基づきAppleが徴収するあらゆる税金を差し引いて、Appleの標準的な商慣行に従って当該価格の残額についてデベロッパに送金する、または場合によってはデベロッパ宛てのクレジットを発行するものとします。こうした商慣行には、(i)銀行振込でのみ送金支払いを行うこと、(ii)送金支払いが最低月間送金限度額の対象となること、(iii)デベロッパがApp Store Connectサイトで送金に関する特定の情報を提供する必要があること、および、(iv)前述の要件に従うことを条件として、対応する金額をAppleがエンドユーザーから受け取った月の末日から45日以内に送金支払いが行われることが含まれます。Appleは、当該月に販売されたライセンスアプリケーションおよびAppleからデベロッパに送金される合計金額をデベロッパが特定できるように、詳細な売上報告を各月の末日から45日以内にApp Store Connectサイトでデベロッパが確認できるようにするものとします。デベロッパは本別紙により、エンドユーザーへのライセンス

アプリケーションの配布について、Appleが当該ライセンスアプリケーションの価格を当該エンドユーザーから徴収できない場合でも、Appleが本第3.5条に従って手数料を受け取る権利を有することを認め、これに同意するものとします。Appleがエンドユーザーから受け取ったライセンスアプリケーションの購入価格の通貨がAppleとデベロッパとの間で合意した送金通貨以外である場合、当該ライセンスアプリケーションの購入価格は、本別紙2の第3.1条に従って、App Store Connectツールに反映されており随時更新されることがある、その配布期間について固定の為替レートで送金通貨に変換され、Appleがデベロッパに送金する金額が決定されるものとします。Appleは、App Store Connectにおいて、デベロッパが送金受取先として指定している銀行口座の主要通貨(以下、「指定通貨」といいます)を指定できるようにする手段を提供することができます。Appleは、デベロッパに送金する前に、Appleの提携銀行に送金通貨が指定通貨以外であるすべての送金を指定通貨に変換させることができるものとします。デベロッパは、その結果生じる為替差額またはAppleの提携銀行により請求される手数料が、当該送金から差し引かれることがあることに同意するものとします。デベロッパは、デベロッパの提携銀行またはデベロッパの提携銀行とAppleの提携銀行を仲介する銀行から請求されるすべての手数料(例えば、銀行振込手数料)に引き続き責任を負うものとします。

3.6 何らかのライセンスアプリケーションについてAppleの手数料またはエンドユーザーが支払うべき価格が、(i)源泉徴収もしくは類似する税金、(ii)本別紙の第3.2条に基づきAppleが徴収していない売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、通信事業税、その他の税金もしくは賦課金、または、(iii)その他のあらゆる性質の税金もしくは政府の賦課金の対象となる場合、こうした税金または賦課金は全額、デベロッパのアカウントのみに対するものであり、本別紙2に基づきAppleが受け取る権利を有している手数料がこれにより減額されることはないものとします。

3.7 Appleからのデベロッパに対する送金が源泉徴収または類似する税金の対象となる場合、こうした源泉徴収または類似する税金は全額、デベロッパのアカウントのみに対するものであり、当該取引においてAppleが受け取る権利を有している手数料は減額されないものとします。Appleは、こうした税金を支払う義務があると合理的に判断した場合、その源泉徴収または類似する税金の全額をデベロッパへの未払い金の総額から差し引き、源泉徴収した金額を所轄の税務当局に全額納付するものとします。Appleは、適用される租税条約で源泉徴収税の軽減税率が定められている場合、その軽減税率を適用します。ただし、デベロッパが当該租税条約で求められている、またはその他Appleが満足できる、デベロッパが源泉徴収税の当該軽減税率の恩恵を受ける権利を有していることを立証するために十分な文書をAppleに提供している場合に限ります。Appleが合理的に指定する手段を使用して、デベロッパからAppleに対し適時に書面による要求があった場合、Appleは、Appleがデベロッパを代理して所轄の税務当局に納付した源泉徴収または類似する税金の金額をデベロッパに報告するために商業上現実的な努力を払うものとします。デベロッパは、こうした源泉徴収または類似する税金、ならびに罰金および／またはその利息の過少納付(源泉徴収税の軽減税率の恩恵を受けるためのデベロッパの権利の取得または喪失に関する、デベロッパによる誤った請求または表明に起因する過少納付を含みますが、これに限定されません)に対する所轄の税務当局からのあらゆる請求について、Appleを補償し、損害を被らせないものとします。

3.8 デベロッパは、一部の地域において、本別紙2の条件に従って、In-App Purchase APIを使用して自動更新サブスクリプションを提供することができます。ただし、以下の条件を満たしている場合に限ります。

(a) 自動更新機能は、デベロッパがApp Store Connectツールで選択する価格で、1週間ごと、1ヶ月ごと、2ヶ月ごと、3ヶ月ごと、半年ごと、または1年ごとの設定である必要があります。デベロッパは、デベロッパのサブスクリプションについて複数の期間およびサービスレベルを提供することができ、顧客がサブスクリプショングループのオプションの中で簡単にアップグレード、ダウングレード、およびクロスグレードできるように、サブスクリプショングループ内でこれらのサブスクリプションアイテムを関連付けてランク付けすることができます。デベロッパは、サブスクリプション登録者がアップグレードまたはクロスグレード(異なる期間へのクロスグレードを除く)する場合は、当該サービスレベルの適用がただちに開始され、それに応じてデベロッパの収益が調整されること、およびサブスクリプション登録者がダウングレードする場合は、現在のサブスクリプション期間が終了した時点で新しいサービスが開始されることを理解し、これに同意するものとします。

(b) デベロッパは、デベロッパの自動更新サブスクリプションに関する以下の情報を、明確かつ目立つ形でユーザーに開示するものとします。

- ・ 自動更新サブスクリプションのタイトル(アプリ内の製品名と同じである場合があります)
- ・ サブスクリプションの期間
- ・ サブスクリプションの価格および単価(該当する場合)

デベロッパのライセンスアプリケーション内からデベロッパのプライバシーポリシーおよび利用規約へのリンクにアクセスできる必要があります。

(c) デベロッパは、マーケティングされるサブスクリプション期間全体(デベロッパが許可した請求の猶予期間を含みます)にわたって提供を実施する必要があります。デベロッパは、本別紙2の本第3.8条(c)項に違反した場合、本別紙により、Appleに対し、Apple独自の裁量により、当該サブスクリプションに対してエンドユーザーが支払った価格の全額または一部をエンドユーザーに返金することを許可し、指示するものとします。請求の猶予期間とは、請求の誤りが解消されていないユーザーに対してデベロッパが有料サービスを無料で提供することに同意している期間を指します。Appleがそうした価格をエンドユーザーに返金した場合、デベロッパは、当該サブスクリプションの価格に等しい金額をAppleに払い戻すか、それに対するクレジットをAppleに付与するものとします。デベロッパは、本規定に繰り返し違反した場合、Appleが本別紙2の第7.3条に基づくAppleの権利行使できることを認めるものとします。

3.9 デベロッパは、既存のサブスクリプションアイテムの価格を変更する場合、App Store Connectツールでその意思を示すことで、デベロッパの既存の顧客について現在の価格を保持することを選択できます。エンドユーザーの同意が必要となる地域に所在する既存のサブスクリプション登録者に対してデベロッパが価格を引き上げた場合、そうしたサブスクリプション登録者には新しい価格の確認および同意が求められ、同意がない場合は自動更新機能が無効になります。

3.10 デベロッパは、デベロッパのライセンスアプリケーションの内外で自動更新サブスクリプションのプロモーションおよび売り込みを行う場合、あらゆる法規制上の要求を遵守してそしなければなりません。

3.11 ライセンスアプリケーション内で購入されるサブスクリプションサービスは、アプリ内課金を使用する必要があります。

ガイドラインの第3.1.3条(a)項「『リーダー』アプリ」に定められているIn-App Purchase APIの使用に加えて、ライセンスアプリケーションは、ライセンスアプリケーション外で(例えば、デベロッパのウェブサイトを通じて)提供されるコンテンツ(具体的には雑誌、新聞、書籍、音声、音楽、ビデオ)を読み込みまたは実行することができます。ただし、ただし、この禁止が適用されない米国のストアを除いて、デベロッパは、ライセンスアプリケーション内で、当該コンテンツに関する外部のオファーのリンクを貼ったり、マーケティングをしたりしないものとします。デベロッパは、ライセンスアプリケーション外で取得したコンテンツへのアクセスの認証について責任を負うものとします。

3.12 デベロッパのライセンスアプリケーションが定期刊行のコンテンツベースのもの(例えば、雑誌や新聞)である場合、Appleは、当該ライセンスアプリケーションでIn-App Purchase APIを通じて自動更新サブスクリプションの購入が行われる際、デベロッパに対し、エンドユーザーのアカウントに関する氏名、電子メールアドレスおよび郵便番号を提供する場合があります。ただし、当該ユーザーが、デベロッパへのデータの提供に同意すること、ならびに、デベロッパが、当該データをデベロッパ自身の製品のプロモーションにのみ使用し、かつ、デベロッパのライセンスアプリケーション内で容易に閲読可能でなければならず同意を得ている、デベロッパの一般公開されているプライバシーポリシーを厳守してそするなどを条件とします。ユーザーがこれらの情報を送信することに同意している場合、デベロッパはサブスクリプションの延長を促す無料のインセンティブを提供することができます。

3.13 デベロッパは、一部の地域において、本契約、本別紙2、および以下の条件に従って、オファーコードを使用してライセンスアプリケーションのプロモーションをすることができます。

(a) オファーコードとは、当該条件に従いAppleがデベロッパに提供するコードであり、デベロッパから1つ以上のオファーコードを提供されたエンドユーザーが、ライセンスアプリケーションをダウンロードしたり、これにアクセスできるようにしたりするものです。

(b) デベロッパからApp Store Connectツールを通じて要請された場合、Appleはオファーコードをデベロッパに対して電子的に提供するものとします。オファーコードは、ライセンスアプリケーションの利用可能性に基づき、デベロッパに提供された時点で、エンドユーザーが使用できるようアクティブになります。

デベロッパは、ライセンスアプリケーションを販売または配布することが許可されていない地域において、アクティブでなくなったオファーコードをエンドユーザーに配布してはならないものとします。

デベロッパは、地域外における使用のためにいかなるオファーコードも輸出しないものとし、また、当該輸出の権利または能力を有していると表明しないものとします。

オファーコードに対する権原の喪失および移転の危険は、デベロッパに引き渡された時点でデベロッパに移転します。

デベロッパは、オファーコードを配布する地域における適用法令をすべて遵守するものとします。

(c) Appleは、オファーコード自体を除き、オファーコードに関連するいかなるマテリアルの開発および作成についても責任を負わないものとします。

デベロッパは、オファーコードの売却または配布に関連していかなる形式の支払い、現物取引またはその他の報酬の受け取りもしないものとし、また、第三者による当該行為を禁止するものとします。

エンドユーザーがオファーコードを使用してライセンスアプリケーションに無料でアクセスできる期間において、デベロッパは本別紙により、当該アクセスに対する使用料、収益または報酬について、本契約、本別紙2および本契約に対する別紙1の適用ある場合に、本項の定めがなければこれらに基づき支払われることがあるか否かに関わらず、これらを徴収する一切の権利を放棄するものとします。両当事者は、Appleとデベロッパの間ににおいて、オファーコードを通じてライセンスアプリケーションのサブスクリプションにアクセスするエンドユーザーに関連する第三者への使用料や同様の支払いについて、それぞれの責任が本契約および本別紙2に定められていることを認めるものとします。

デベロッパは、デベロッパによるオファーコードの使用(デベロッパのApp Store Connectチームのその他のメンバーによる使用を含みます)、およびこれによるデベロッパまたはAppleに対する一切の損失または債務につき、単独で責任を負うものとします。

デベロッパのライセンスアプリケーションが何らかの理由でApp Storeから削除された場合、デベロッパは、すべてのオファーコードの配布を停止すること、およびAppleは当該オファーコードを無効化することができることに同意するものとします。

デベロッパは、Appleが、デベロッパが本契約または本別紙2の条項のいずれかに違反した場合、すでにエンドユーザーに配布済みであったとしても、当該オファーコードを無効化する権利を有することに同意するものとします。

(d) デベロッパは、以下のオファーコードに関するエンドユーザー条項を、エンドユーザーにオファーコードを配布するために使用されるすべての手段(例えば、証明書、カード、電子メール、クーポン、オンライン投稿)において、記載する必要があります:(i) コードの有効期限日または提供数が終了するまでであること、(ii) コードを利用できる地域、(iii) Apple Accountが必要であり、使用許諾条項および利用規約に事前に同意する必要があること、(iv) コードは転売できないこと、およびコードに金銭的な価値がないこと、(v) 全条項が適用されること(<https://www.apple.com/legal/internet-services/itunes/ww>を参照)、ならびに(vi) オファーおよびコンテンツはデベロッパにより提供されること。

3.14 利用可能な場合、デベロッパは、デベロッパが提供する複数のライセンスアプリケーションを1つのコレクション(以下、「バンドル」といいます)として、App Store Connectツールに定められ、隨時更新されることがある、デベロッパが指定した価格帯で、エンドユーザーに提供することができます。さらに、デベロッパは本別紙により、Appleが、バンドル内の全部ではなく一部のライセンスアプリケーションを購入したユーザーに対し、バンドル内の残りのアイテムへのアクセスおよび当該アイテムのダウンロード(以下、「コンプリート・マイ・バンドル」または「CMB」といいます)をCMB価格で提供することを許可し、指示するものとします。デベロッパは、CMB価格(デベロッパが設定したバンドル価格からユーザーが先に購入済みのライセンスアプリケーションに対して支払った小売価格の合計を差し引いた金額に相当します)に対する収益を受け取るものとします。CMB価格がApp Store Connectツールに定められている価格帯のもとで価格帯1より低くゼロより高い場合、デベロッパは本別紙により、Appleが当該ユーザーに対するCMB価格を価格帯1に設定することを許可し、指示するものとします。CMB価格がゼロより低い場合、デベロッパは本別紙により、Appleがバンドル内の残りのライセンスアプリケーションをエンドユーザーに無料で提供することを許可し、指示するものとします。各CMB取引は、デベロッパの明細書に以下のように反映されます：(i) バンドルに支払われた価格でのバンドル全体の新規販売(CMB販売と記載されます)、および、(ii) 対象となる、バンドルに含まれている購入済みの各ライセンスアプリケーションについて、当該ライセンスアプリケーションにこれまで支払われた金額の返金(すなわち、マイナスの取引)(それぞれCMB返金と記載されます)。価格帯0で提供されるバンドルでは、本別紙2の第3.8条に従って、バンドルに含まれる各ライセンスアプリケーションで自動更新サブスクリプションサービスを提供する必要があります。また、バンドルに含まれるいずれかのアプリ内からそうしたサブスクリプションサービスを購入するユーザーは、追加費用なしで、バンドル内のその他の各ライセンスアプリケーションでも当該サブスクリプションサービスにアクセスできなければなりません。

4. 所有権およびエンドユーザーへの使用許諾

4.1 両当事者は、Appleがライセンスアプリケーションまたはライセンスアプリケーション情報に対する持分権を一切取得しないこと、ならびにライセンスアプリケーションに関する権原、損失リスク、責任および管理権はすべて、常に、デベロッパに留まることを認め、同意するものとします。Appleは、いかなるライセンスアプリケーションまたはライセンスアプリケーション情報も、目的または方法の如何を問わず、一切使用できないものとします。ただし、本契約または本別紙2で特に許可されている場合はこの限りではありません。

4.2 デベロッパは、本別紙2の2.1条に従ってライセンスアプリケーションをAppleに配布する際に、当該ライセンスアプリケーションに対するデベロッパ自身のEULAをAppleに対して提供できます。ただし、デベロッパのEULAには、本別紙2の添付書類Dに定める最低条件を盛り込むこととし、この最低条件との齟齬があつてはなりません。また、デベロッパのEULAは、エンドユーザーによるライセンスアプリケーションのダウンロードをAppleが許可することをデベロッパが希望するあらゆる地域のすべての適用法令に準拠していくなければなりません。Appleは、各エンドユーザーに対し、Appleが当該ライセンスアプリケーションを当該エンドユーザーに配布する際に、デベロッパのEULA(存在する場合)を確認することができるようとするものとします。また、Appleは、各エンドユーザーに対し、エンドユーザーによる当該ライセンスアプリケーションの使用には、デベロッパのEULA(存在する場合)で定める条件が適用される旨を通知するものとします。デベロッパがライセンスアプリケーションに関するデベロッパ自身のEULAをAppleに提供しない場合、デベロッパは、各エンドユーザーによる当該ライセンスアプリケーションの使用について、Appleの(App Storeサービス規約の一部である)標準EULAが適用されることを認め、これに同意するものとします。

4.3 デベロッパは本別紙により、各ライセンスアプリケーションに対するEULAは、デベロッパとエンドユーザーの間のみの契約であり、かつ、適用法令に準拠したものであることを認めるものとします。Appleは、いかなるEULAに対しても、またデベロッパもしくはエンドユーザーによるいかなるEULAの条件への違反に対しても、一切の責任を負わず、それに基づくいかなる賠償責任も負わないものとします。

5. コンテンツの制約およびソフトウェアのレーティング

5.1 デベロッパは、以下のすべての事項を表明および保証するものとします：(a) デベロッパは、本契約を締結する権利、各ライセンスアプリケーションを複製し配布する権利、およびエンドユーザーが1つまたは複数のApp Storeを介して各ライセンスアプリケーションをダウンロードして使用することを許可する権限をAppleに与える権利を有すること、(b) ライセンスアプリケーション、またはAppleもしくはエンドユーザーによる当該ライセンスアプリケーションの許可された使用のいずれも、いかなる個人、組織、法人、その他の団体の特許権、著作権、商標権、営業秘密、知的財産権、または契約上の権利も一切侵害しないこと、および、デベロッパは、単独または複数の第三者のために、ライセンスアプリケーションをAppleに提出していないこと、(c) 各ライセンスアプリケーションは、デベロッパが本別紙2の第2.1条に基づいて指定した各地域における配布、販売、および使用、当該地域への輸出および輸入を、当該地域の法規制およびその他の適用されるあらゆる輸出入規制に従って行うことが許可されていること、(d) ライセンスアプリケーションはいずれも、猥褻なもの、公序良俗に反するもの、または、デベロッパが本別紙2の第2.1条で指定した地域の法規制で禁止または制限されているものを一切含んでいないこと、(e) ライセンスアプリケーションに関する情報を含め、App Store Connectのツールを使用してデベロッパが提供するあらゆる情報が正確であること、また当該情報が正確性を欠くようになった場合には、デベロッパがApp Store Connectツールを使用して速やかに正確なものとなるよう更新すること、ならびに、(f) デベロッパのライセンスアプリケーションのコンテンツまたはApp Storeでのデベロッパによる知的財産の使用をめぐる紛争が発生した場合、デベロッパは、当該紛争を提起する当事者とのデベロッパの連絡先情報の共有をAppleに認める事、および、非排他的に、かつ、当事者の法的権利の放棄を伴わずに、Appleのアプリの紛争に関するプロセスに従うこととに同意すること。

5.2 デベロッパは、デベロッパが配布するライセンスアプリケーションそれぞれに対してレーティングを割り当てるために、App Store Connectに定めるソフトウェアレーティングツールを用いて、Appleが本別紙2に基づきApp Storeを通じて実施するマーケティングおよび義務履行について各当該ライセンスアプリケーションに関する情報を提供するものとします。各ライセンスアプリケーションに対してレーティングを割り当てるため、デベロッパは、ソフトウェアレーティングツールを利用して、当該ライセンスアプリケーションのコンテンツに関する正確かつ包括的な情報を提供するよう最善の努力を払うものとします。デベロッパは、Appleが次の(i)および(ii)に依拠していることを認め、これに同意するものとします。本別紙でデベロッパが指定する各地域でエンドユーザーがライセンスアプリケーションをダウンロードできるようにする際に、(i) デベロッパが、各ライセンスアプリケーションについて求められている情報の正確かつ完全な提供を誠実にかつ相応の注意を払って行っていること、ならびに、(ii) デベロッパが本別紙の第5.1条に定める表明および保証を行っていることに依拠していることを認め、これに同意するものとします。なお、デベロッパは、Appleに対し、不正確なレーティングが割り当てられたライセンスアプリケーションのレーティングを訂正することを許可するものとします。また、デベロッパは、そうした訂正後のレーティングに同意するものとします。

5.3 本別紙でデベロッパが指定する地域において、ライセンスアプリケーションの配信、販売および／または使用の条件として、政府または業界の規制当局による当該ライセンスアプリケーションの承認またはレーティングが求められている場合、デベロッパは、Appleが、当該地域においてApp Storeから当該ライセンスアプリケーションをエンドユーザーがダウンロードできるようにしないことを選択できることを認め、これに同意するものとします。

5.4 子どもを対象としている、またはその他の方法で子どもを引きつける可能性が高いライセンスアプリケーション、および購入するように子どもに働きかけたり（「今すぐ購入」または「今すぐアップグレード」などの語句を含みますが、これらに限定されません）、子どものために購入するよう他者に促したりするライセンスアプリケーションは、こうしたマーケティング活動が違法とされている地域において提供してはならないものとします。デベロッパは、本別紙2の第5.1条(c)項に従って、デベロッパのライセンスアプリケーションが適用法令（消費者保護、マーケティングおよびゲームに関する法律を含みますが、これらに限定されません）に準拠していることについて全責任を負うことを明示的に承諾し、これに同意するものとします。

6. 義務および責任

6.1 Appleは、エンドユーザーによるライセンスアプリケーションのインストールおよび／または使用に関して、一切責任を負わないものとします。デベロッパは、各ライセンスアプリケーションについて、製品保証、エンドユーザーの支援、および製品サポートすべてについて、単独で責任を負うものとします。

6.2 以下の請求を含みますがこれらに限定されない、ライセンスアプリケーション、および／またはエンドユーザーによる当該ライセンスアプリケーションの使用に起因または関連するあらゆる請求、訴訟、債務、損失、損害、費用、および経費について、デベロッパは単独で責任を負うものとし、かつAppleは一切義務および責任を負わないものとします：(i) EULAで規定されているか、適用法令に基づいて定められているかに問わらず、保証違反に関する請求、(ii) 製造物責任に関する請求、ならびに(iii) いずれかのライセンスアプリケーション、および／またはエンドユーザーによる当該ライセンスアプリケーションの保有または使用が、第三者の著作権またはその他の知的財産権を侵害しているという請求。

6.3 Appleが、エンドユーザーから、(i) エンドユーザーがいずれかのライセンスアプリケーションをダウンロードした日から90日以内、もしくは第3.8条に従って提供される自動更新サブスクリプション期間が終了してから90日以内（当該期間が90日未満である場合）に、エンドユーザーが当該ライセンスアプリケーションの使用許諾の解約を希望している旨、または、(ii) ライセンスアプリケーションが、デベロッパの仕様、デベロッパの製品保証、もしくは適用法令の要件に準拠していない旨の通知もしくは請求を受け取った場合、Appleは、当該ライセンスアプリケーションに対してエンドユーザーが支払った価格の全額をエンドユーザーに返金することができます。Appleが当該価格をエンドユーザーに返金した場合、デベロッパは、当該ライセンスアプリケーションの価格に等しい金額をAppleに払い戻すか、その金額分のクレジットをAppleに付与するものとします。エンドユーザーがライセンスアプリケーションに対する返金を受け取った旨の通知または請求をAppleがペイメントプロバイダから受け取った場合、デベロッパは、当該ライセンスアプリケーションの価格に等しい金額をAppleに払い戻すか、その金額分のクレジットをAppleに付与するものとします。

7. 契約の解除

7.1 本別紙2および本別紙に基づくAppleのすべての義務は、本契約の期間満了または解除の時点ですべて終了するものとします。いかなる当該終了に関わらず、Appleは、(i) 終了日より前（本別紙の第1.4条に定めるフェーズアウト期間を含みます）にエンドユーザーがダウンロードしたライセンスアプリケーションのすべてのコピーに対するすべての手数料、および、(ii) 終了日の前後を問わず、本別紙2の第6.3条に従って、Appleがエンドユーザーに支払った返金に対する払い戻しを、デベロッパから受け取る権利を有するものとします。本契約が解除された場合、Appleは、エンドユーザーへの返金を算出し、それと相殺するために、Appleが合理的であると判断する期間、デベロッパに対する期限が到来している支払いをすべて保留することができます。Appleは、デベロッパまたはその関連するデベロッパが、疑わしい、誤解を招く、詐欺的な、不適切な、非合法の、または不誠実な行為または不作為に関与した、または関与するようほかのデベロッパに奨励した、もしくはほかのデベロッパと共に参加したとAppleが判断した、またはその疑いを持った場合はいつでも、デベロッパまたは当該ほかのデベロッパに対する期限が到来している支払いを保留することができます。

7.2 デベロッパがライセンスアプリケーションを配信する法的権利を喪失した場合、または、本別紙2に従ってAppleに対してエンドユーザーが当該ライセンスアプリケーションにアクセスすることを許可する権限を与える法的権利を喪失した場合、デベロッパは、その旨を速やかにAppleに通知し、かつ、App Store Connectサイトで提供されているツールを用いて、App Storeから当該ライセンスアプリケーションを取り下げるものとします。ただし、デベロッパが本第7.2条に基づいて当該取り下げを行った場合であっても、本別紙2に基づくデベロッパのAppleに対する義務、または当該ライセンスアプリケーションに関するAppleおよび／もしくはエンドユーザーに対するいかなる責任も免除されるものではありません。

7.3 Appleは、いつでも、理由の如何に関わらず、デベロッパに対して解除通知をすることにより、ライセンスアプリケーションのマーケティング、提供、およびエンドユーザーによるダウンロードの許可を中止する権利を留保します。本第7.3条の一般性を制限することなく、デベロッパは、Appleが、人間による審査および／または系統的審査(適用法令の下で受け取る通知を含みますが、これに限定されません)に基づいて、以下の状況であると合理的に判断する場合、Apple独自の裁量により、ライセンスアプリケーションの一部または全部のマーケティングおよびエンドユーザーによるダウンロードの許可を中止したり、その他の暫定的措置を講じたりすることができることを認めるものとします：(i)添付書類Aに列挙する1つまたは複数の地域に、当該ライセンスアプリケーションを輸出することが、輸出管理令またはその他の法令に基づき許可されていない場合、(ii)当該ライセンスアプリケーション、またはエンドユーザーが当該ライセンスアプリケーションを所有もしくは使用することが、第三者の特許権、著作権、商標権、営業秘密、その他の知的財産権を侵害している場合、(iii)当該ライセンスアプリケーションの配布、販売、または使用が、本別紙2の第2.1条に基づき、デベロッパが指定するいすれかの地域の適用法令に違反している場合、(iv)デベロッパが、本契約、本別紙2、または、App Reviewガイドラインを含みますがこれらに限定されない、その他のドキュメントの条件に違反した場合、(v)デベロッパのライセンスアプリケーションが本別紙2の第5.4条に違反した場合(規制当局から違反の疑いについて通知された場合を含みますが、これに限定されません)、または(vi)デベロッパ、デベロッパの代理人、もしくはデベロッパ企業が、Appleが事業を展開するいすれかの地域における制裁措置の対象になっている場合。Appleが、本第7.3条に従って、ライセンスアプリケーションのマーケティングおよびダウンロードの許可を中止する選択を行った場合であっても、本別紙2に基づくデベロッパの義務は免除されないものとします。

7.4 デベロッパは、App Store Connectサイトで提供されているツールを用いることにより、理由の如何によらず、いつでも、ライセンスアプリケーションの全部または一部をApp Storeから取り下げることができます。ただし、デベロッパのエンドユーザーに関して、デベロッパは本別紙により、Appleに対し、デベロッパが本別紙2の第5.1条および第7.2条に従って別段の意思表示をしない限り、本契約の解除または期間満了後も有效地に存続する本別紙2の第1.2条(b)項、同(c)項および同(d)項を履行することを許可し、指示するものとします。

8. 法的影響

本別紙2により確立されるデベロッパとAppleの関係は、デベロッパに対して、重要な法的影響および／または税務上の影響をもたらすことがあります。デベロッパは、本別紙に基づくデベロッパの法的義務および納税義務について、デベロッパ自身の顧問弁護士および顧問税理士と協議することに責任を負うことを認め、これに同意するものとします。

デベロッパは、本書によりAppleがデベロッパに提供する本別紙3にクリックして同意することで、Appleが、デベロッパとAppleとの間で現在効力を有するApple Developer Program使用許諾契約(以下、「本契約」といいます)を修正し、本契約に本別紙3を追加する(既存の別紙3がある場合は置き換える)ことに同意したものとみなされます。本契約において別段の定めがある場合を除き、(英文で)大文字で始まる用語は、すべて本契約で定められている意味を有するものとします。

別紙3

1. 代理人およびコミッショニアの指名

1.1 デベロッパは、本契約により、AppleおよびApple子会社(以下、「Apple」と総称します)を、(i)本別紙3に対する添付書類A第1条に列挙する地域(変更されることがあります)に所在する、カスタムアプリの配信の顧客および該当するエンドユーザーに対するカスタムアプリの配信を介したデベロッパのカスタムアプリケーションのマーケティング、販売および配布のためのデベロッパの代理人として、かつ、(ii)本別紙3に対する添付書類A第2条に列挙する地域(変更されることがあります)に所在する、カスタムアプリの配信の顧客および該当するエンドユーザーに対するデベロッパのカスタムアプリケーションのマーケティング、販売および配布のためのデベロッパのコミッショニアとして、配布期間中、指名します。デベロッパのカスタムアプリケーションに関してデベロッパが選択できるApp Storeの地域の最新のリストは、App Store Connectツールにおいて定められるものとし、かつ、Appleによって隨時更新されることがあります。デベロッパは本別紙により、Appleが、カスタムアプリの配信サイトを通じて、デベロッパのために、デベロッパに代わり、カスタムアプリケーションをマーケティングし、かつカスタムアプリの配信の顧客がカスタムアプリケーションを購入し、エンドユーザーがダウンロードできること、または特定のAppleライセンスソフトウェアに関してのみ、カスタムアプリの配信の顧客が複数のエンドユーザーに配布するために単一のApple Accountを使用してダウンロードできるようにすることを認めるものとします。

本別紙3において、以下の定義が適用されます。

「コンテンツコード」とは、Appleが生成し、カスタムアプリの配信の顧客に配布するアルファベットと数字から成るコンテンツ用コードを意味し、エンドユーザーは、このコードを利用してカスタムアプリケーションの使用許諾されたコピーをダウンロードすることができます。

「カスタムアプリケーション」には、デベロッパがIn-App Purchase APIを使用してカスタムアプリケーション内で販売している、あらゆる追加的な許可されている機能、コンテンツ、またはサービスも含まれます。

「エンドユーザー」とは、組織の購入者によりカスタムアプリケーションの使用を許された個人または故人アカウント管理連絡先、共有デバイス上へのインストールの管理について責任を負う当該組織の管理者、ならびにAppleが承認した教育機関で、その従業員、代理人、関連会社に使用させるためにカスタムアプリケーションを入手した機関を含む、認定された組織の購入者自身をいいます。

「ライセンスアプリケーション」は、ソフトウェアアプリケーション内で提供されるコンテンツ、機能、拡張機能、スタンプ、またはサービスを含むものとします。

「ライセンスアプリケーション情報」は、カスタムアプリケーションに関するライセンスアプリケーション情報を含みます。

「ボリュームコンテンツサービス」とは、ボリュームコンテンツ規約、条件、およびプログラム要件に従い、大量にカスタムアプリケーションを取得する機能およびライセンスアプリケーションを購入する機能を提供するAppleプログラムをいいます。

「カスタムアプリの配信の顧客」とは、Appleのボリュームコンテンツサービスおよび／またはカスタムアプリケーションの配信に登録されている第三者をいいます。

「デベロッパ」には、デベロッパがデベロッパを代理してライセンスアプリケーションおよび関連するメタデータを提出する権限を付与したApp Store Connectユーザーが含まれます。

1.2 本別紙3の第1.1条に基づくAppleの指名を推進するために、デベロッパは本別紙により、Appleに対して以下の各号のすべてを許可し、指示するものとします。

- (a) App Store Connectツールで特定された地域に所在する、デベロッパにより特定されたカスタムアプリの配信の顧客および関連するエンドユーザーに対して、デベロッパに代わってカスタムアプリケーションをマーケティング、勧誘、および受注すること。
- (b) カスタムアプリケーションの保存およびエンドユーザーによるアクセスのため、ならびに特定のAppleライセンスソフトウェアに関してのみ当該カスタムアプリケーションのホスティングを第三者に許可するために、デベロッパにホスティングサービスを提供すること。
- (c) セキュリティソリューションおよび本契約で特定されたその他の最適化の追加を含め、エンドユーザーが取得およびダウンロードするために、カスタムアプリケーションのコピーの作成、フォーマット、およびその他の準備を行うこと。
- (d) カスタムアプリの配信サイトを介して、エンドユーザーが、デベロッパが開発したカスタムアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報、および関連するメタデータを取得し、電子的にダウンロードできるように、エンドユーザーが、当該カスタムアプリケーションのコピーにアクセスおよび再アクセスすることを許可すること、または、ボリュームコンテンツ購入の国外移転の場合には、エンドユーザーがそうできるよう手配すること。また、デベロッパは本別紙により、以下の場合に本別紙3に基づいてデベロッパのカスタムアプリケーションの配布を許可するものとします：(i) 単一の組織の顧客がボリュームコンテンツサービスを介して、所属するエンドユーザーが利用できるようにカスタムアプリケーションを購入し、複数のエンドユーザーが使用する場合、または、ボリュームコンテンツ規約、条項、およびプログラム要件に従い、その組織の顧客が所有または管理する、Apple Accountと関連付けられていないデバイスにインストールするためにカスタムアプリケーションを購入し、複数のエンドユーザーが使用する場合、ならびに(ii) デベロッパのカスタムアプリケーションにアクセスするために、および<https://support.apple.com/kb/HT212360>に記載の通り、iCloudに保存された関連する情報とメタデータにアクセスするために、エンドユーザーの適格の故人アカウント管理連絡先によって使用される場合。
- (e) カスタムアプリの配信の顧客が支払うべきカスタムアプリケーションの購入価格について請求書を発行すること。
- (f) デベロッパが宣伝目的で使用する権利を有さず、かつ、本別紙3の第2.1条に基づき、デベロッパがAppleに当該カスタムアプリケーションを配布した時に、デベロッパが書面で特定したカスタムアプリケーション、商標もしくはロゴ、またはカスタムアプリケーション情報の該当部分を除き、宣伝目的で、マーケティングマテリアルにおいて、および車両ディスプレイに関して、(i) カスタムアプリケーションのスクリーンショットおよび／または30秒までの抜粋、(ii) カスタムアプリケーションに関連する商標およびロゴ、ならびに(iii) ライセンスアプリケーション情報を使用すること。さらに、宣伝目的で、マーケティングマテリアルにおいて、および車両ディスプレイに関して、Appleの合理的な要請時に、デベロッパがAppleに提供することがある画像およびその他の素材を使用すること。
- (g) その他、カスタムアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報、ならびに本別紙3に従ってカスタムアプリケーションのマーケティングおよび配布時に合理的に必要となる場合がある関連メタデータを使用すること。デベロッパは、本別紙3の上記第1.2条で定める権利に関し、使用料その他一切の報酬の支払いがなされることについて同意するものとします。

1.3 両当事者は、本別紙3に基づくその関係が、添付書類A第1条および添付書類A第2条でそれぞれ定める通り、場合により、本人と代理人、または本人とコミッショニアであること、ならびに、本別紙3で定める通り、デベロッパが、本人として、カスタムアプリケーションに関与または関連するあらゆる請求および債務について、単独で責任を負うことを認め、これに同意するものとします。両当事者は、本別紙3に基づく、デベロッパによる、場合によりデベロッパの代理人またはコミッショニアとしての、Appleの指名は、非独占的なものであることを認め、これに同意するものとします。デベロッパは本別紙により、デベロッパのカスタムアプリケーションを配布するために、AppleおよびApple子会社をデベロッパの全世界における代理人および／またはコミッショニアとして指名するために必要な権利をデベロッパが所有または管理していること、ならびに、AppleおよびApple子会社による当該指名の履行がいかなる第三者の権利にも違反または侵害しないことを、表明および保証するものとします。

1.4 本別紙3において、「配布期間」とは、本契約の発効日から開始し、本契約またはその更新版の最終日をもって失効する期間をいいます。ただし、デベロッパの代理人またはコミッショニアとしてのAppleの指名は、本契約の期間満了後も、デベロッパのカスタムアプリケーションの最後の未利用のコンテンツコードが利用されてから30日を超えない合理的なフェーズアウト期間中、有效地に存続し、さらに、デベロッパが本別紙3の第5.1条および第7.2条に基づき別段の意思表示をしない限り、デベロッパのエンドユーザーに関してのみ、本別紙3の第1.2条(b)項、同(c)項および同(d)項は、本契約の解除または期間満了後も有效地に存続します。

2. Appleへのカスタムアプリケーションの配布

2.1 デベロッパは、App Store Connectツールを使用して、Appleに対してカスタムアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報、および関連メタデータを、本別紙3に従ってエンドユーザーへのカスタムアプリケーションの配布に対して要求されているよう Appleが指定するフォーマットおよび方法で、自己の費用負担をもって配布するものとし、このマテリアルをApp Store Connectサイトを介してカスタムアプリケーションとして特定するものとします。本別紙3に基づきデベロッパがAppleに提供するメタデータは、以下の各号すべてを含むものとします：(i) 各カスタムアプリケーションのタイトルおよびバージョン番号、(ii) カスタムアプリケーションの承認された購入者としてデベロッパが指定しており、そのエンドユーザーがコンテンツコードを使用できるカスタムアプリの配信の顧客、(iii) あらゆる著作権またはその他知的財産権の通知、(iv) デベロッパのプライバシーポリシー、(v) 存在する場合、本別紙3第4.2条に従ったデベロッパのエンドユーザー使用許諾契約(以下、「EULA」といいます)、ならびに、(vi) Appleブランドハードウェア上のコンテンツの検索および検出を強化するために指定されるメタデータを含む、隨時更新され得るドキュメントおよび／またはApp Store Connectツールで定める追加メタデータ。

2.2 すべてのカスタムアプリケーションは、ソフトウェアツール、Secure FTPサイトアドレス、および／またはAppleが指定するその他の配布方法を使用してデベロッパからAppleに配布されるものとします。

2.3 デベロッパは本別紙により、本別紙3に基づきデベロッパがAppleに配布するすべてのカスタムアプリケーションが、あらゆる適用法令の条件に従い、米国から添付書類Aに列挙する各地域へ輸出することが許可されていることを保証するものとします。当該適用法令には、米国輸出管理規則15 C.F.R. Parts 730-774が含まれますが、これに限定されません。さらに、デベロッパは、デベロッパがAppleに配布するカスタムアプリケーションのすべてのバージョンが、国際武器取引規則22 C.F.R. Parts 120-130の対象になっていないこと、および軍事関連のエンドユーザーまたは軍事関連の最終用途向けに設計、作成、変更、または構成されていないことを表明し、保証するものとします。本第2.3条の一般性を制限することなく、デベロッパは、(i) いかなるカスタムアプリケーションも、いかなるデータ暗号化もしくは暗号機能も含まず、それらを使用せず、またはそれらをサポートしておらず、または(ii) いずれかのカスタムアプリケーションが、当該データ暗号化もしくは暗号機能を含み、それらを使用し、またはそれらをサポートしている場合、デベロッパは、必要に応じて、米国商務省産業安全保障局(以下、「BIS」といいます)が発行する輸出規制分類番号(CCATS)、またはBISに提出する自己分類報告書、および当該カスタムアプリケーションに関する輸入許可を要求するその他の地域からの適切な許認可のPDFコピーを、要請に応じてAppleに提供するものとします。デベロッパは、Appleが、本別紙3に基づくカスタムアプリケーションへのアクセスおよびカスタムアプリケーションのダウンロードをエンドユーザーに許可する際に、第2.3条のデベロッパの保証に依拠していることを認めるものとします。本第2.3条に定める以外の事項について、Appleは、本別紙3に基づくカスタムアプリケーションへのアクセスおよびカスタムアプリケーションのダウンロードをエンドユーザーに許可する際に、輸出行政規則の要件を遵守する責任を負うものとします。

2.4 デベロッパは、その地域の各場所についてデベロッパのカスタムアプリケーション内で提供されたあらゆるビデオ、テレビ、ゲーム、またはほかのコンテンツに対して適用される政府の規制、評価委員会、サービス、またはほかの組織(以下、それぞれを「評価委員会」といいます)が要求するあらゆる年齢評価またはペアレンタルアドバイザリーサービスを決定し実装する責任を負うものとします。該当する場合、デベロッパはまた、エンドユーザーがデベロッパのカスタムアプリケーション中の、成人向けまたはほかの規制されたコンテンツにアクセスできるようにする前に、コンテンツ制限ツールまたは年齢認証機能を提供する責任を負うものとします。

3. エンドユーザーへのカスタムアプリケーションの配布

3.1 デベロッパは、Appleが、デベロッパの代理人および／またはコミッショネアとして行為する過程において、デベロッパを代理して、カスタムアプリケーションのホスティングを行うこと、コンテンツコードをカスタムアプリの配信の顧客に提供すること、および当該カスタムアプリケーションのエンドユーザーによるダウンロードを許可することを認め、これに同意するものとします。ただし、In-App Purchase APIを使用してデベロッパが販売したコンテンツまたはサービスのホスティングおよび配布については、カスタムアプリケーション自体に含まれるコンテンツ(つまり、アプリ内課金でロックが解除されるだけのコンテンツ)またはプログラム契約の第3.3条に基づきAppleがホスティングするコンテンツを除き、デベロッパが責任を負うものとします。すべてのカスタムアプリケーションは、App Store Connectツールに定められ、Appleにより随時更新されることがある価格表から、デベロッパ独自の裁量により、1つの価格帯に設定される、デベロッパが指定した価格で、Appleがデベロッパを代理してカスタムアプリの配信の顧客のエンドユーザーにマーケティングするものとします。デベロッパは、App Store Connectツールに定められた価格表に従って、あらゆるカスタムアプリケーションの価格帯を、デベロッパの裁量で、いつでも変更することができます。Appleは、デベロッパの代理人および／またはコミッショネアとして、本別紙3に基づいてエンドユーザーが入手したカスタムアプリケーションについて、カスタムアプリの配信の顧客が支払うべきすべての価格を徴収する責任を単独で負います。

3.2 エンドユーザーへのカスタムアプリケーションの販売または配布が、適用法令に基づいて売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、通信事業税、その他の類似する税金または賦課金の対象となる場合、エンドユーザーへのカスタムアプリケーションの販売に関する当該税金の徴収および納付の責任は、App Store Connectサイトを通じて随時更新される、本別紙3に対する添付書類Bに従って決定されるものとします。デベロッパは、App Store Connectサイトを通じて随時更新される可能性がある、デベロッパのカスタムアプリケーションに関する税金を分類するために正確な情報を選択および維持することに、単独で責任を負うものとします。これらの税分類は、デベロッパのカスタムアプリケーションの販売および配布に適用されます。デベロッパがデベロッパのカスタムアプリケーションの税分類に関して行った調整は、Appleが合理的な期間内に調整を処理したあと、それ以降のカスタムアプリケーションの販売に対して適用されます。デベロッパがデベロッパのカスタムアプリケーションの税分類に関して行った調整は、Appleがデベロッパの税分類の調整を処理する前に発生したカスタムアプリケーションの販売に対しては適用されません。

デベロッパのカスタムアプリケーションの税分類がいずれかの税務当局によって不正確であるとみなされた場合、デベロッパは、その税務上の影響について単独で責任を負うものとします。Appleが、その合理的な裁量で、デベロッパのカスタムアプリケーションの税分類を不正確であると判断した場合、Appleは、デベロッパが当該税分類を修正するまで、デベロッパに支払うべき金額を信託金額として保持する権利を留保します。デベロッパが税分類を修正したあと、Appleは、分類の不正確さに起因する罰金および利息を差し引き、Appleがデベロッパのために信託保持している残りの金額を、本別紙3の規定に従い、利息なしでデベロッパに送金します。デベロッパは、売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、通信事業税、その他の税金または賦課金、ならびにそれらに関する罰金および／または利息の過少納付または過剰納付に対するあらゆる税務当局からの一切の請求について、Appleを補償し、損害を被らせないものとします。

3.3 当事者各自の税務上の遵守義務を履行するために、Appleは、特に(i) デベロッパの居住地域、および(ii) カスタムアプリケーションを販売し、カスタムアプリケーションにアクセスできるようにすることをAppleに対して希望する地域としてデベロッパが指定した地域に応じて、デベロッパが本別紙3に対する添付書類CまたはApp Store Connectに列挙する要件を遵守することを求めます。本別紙3に対する添付書類Cで求められている税務文書をデベロッパがAppleに提供する前に、Appleがデベロッパのカスタムアプリケーションの購入価格に対応する金額を徴収した場合、Appleは、その金額をデベロッパに送金せず、求められている税務文書をデベロッパがAppleに提供するまで、デベロッパのためにその金額を信託保持する判断を下すことができます。Appleは、本第3.3条に基づき本別紙3の規定に従い、求められているすべての税務文書をデベロッパから受け取った時点で、Appleがデベロッパのために信託保持していたすべての金額を利息なしでデベロッパに送金します。

3.4 Appleは、本別紙3に基づくデベロッパの代理人および／またはコミッショネアとしてのAppleのサービスに対する対価として、以下の手数料を受け取る権利を有するものとします。

Appleは、カスタムアプリの配信の顧客へのカスタムアプリケーションの販売について、各カスタムアプリの配信の顧客が支払うべきすべての価格の30%に相当する手数料を受け取る権利を有するものとします。サブスクリプショングループ(以下に定義)内の有料サブスクリプションサービスの利用が1年間を超えた顧客によって行われた自動更新サブスクリプション購入についてのみ、Appleは、保持猶予期間または更新延長期間に関わらず、以降の更新ごとに各エンドユーザーが支払うべきすべての価格の15%に相当する手数料を受け取る権利を有するものとします。保持猶予期間とは、顧客のサブスクリプションが(例えば、解約または不払いなどの理由により)終了してから同じサブスクリプショングループ内の新しいサブスクリプションが開始されるまでの期間を指します。ただし、この期間は60日間を超えないものとし、変更されることがあります。更新延長期間とは、デベロッパが顧客のサブスクリプションの更新日を追加の費用なく延長する期間を指します。本第3.4条に基づきAppleが受け取る権利を有している手数料の決定において、カスタムアプリの配信の顧客が支払うべき価格は、本別紙3の第3.2条に定める、徴収されるあらゆる税金を差し引いたとの価格とします。

デベロッパが、Appleとデベロッパとの間で有効な契約に基づき、またはそれに関連して、Appleに支払うべき金額の全部または一部を適時かつ完全に支払わない場合、法令で認められる範囲において、Appleは隨時かつ適宜、これらの金額を、偶発的か確定済みか、またはその他いかなる形態かを問わず、Appleが本契約に基づきデベロッパに支払うべき金額(Appleがデベロッパに代わってエンドユーザーから徴収した金額を含みます)に対して相殺または回収する権利を有します。さらにデベロッパは、法令で認められる範囲において、Appleが本契約に基づき有する、Appleに対しデベロッパが支払うべき金額を相殺または回収する権利は、デベロッパおよびデベロッパの関連会社、親会社、子会社、またはデベロッパの指示、支配、もしくは共同支配下で直接的もしくは間接的に行動する者(例: デベロッパの代理人)、またはデベロッパがその指示、支配、もしくは共同支配下で行動する者(例: デベロッパを代理とする本人)がAppleおよびその関連会社、親会社、または子会社に対して負う債務にも及ぶことに同意するものとします。

本別紙3の第3.2条に別途定められている場合を除き、Appleは、本別紙3の第3.4条に定められている手数料を、カスタムアプリケーションの配布または使用に関連するあらゆる税金またはその他の類似するデベロッパ、Apple、もしくはカスタムアプリの配信の顧客の義務を含む、あらゆる税金またはその他の政府の賦課金分の減額なしに受け取る権利を有するものとします。Appleが開発したライセンスアプリケーションおよび／またはカスタムアプリケーションの販売について、Appleは手数料を受け取る権利を有しません。

3.5 Appleは、本別紙に基づきカスタムアプリの配信の顧客が指定するエンドユーザーに配布されるカスタムアプリケーションの価格として、カスタムアプリの配信の顧客から金額を徴収する時に、当該カスタムアプリケーションに関するAppleの手数料全額と本別紙の第3.2条および第3.4条に基づきAppleが徴収するあらゆる税金を差し引いて、Appleの標準的な商慣行に従って当該価格の残額についてデベロッパに送金する、または場合によってはデベロッパ宛てのクレジットを発行するものとします。こうした商慣行には、(i) 銀行振込でのみ送金支払いを行うこと、(ii) 送金支払いが最低月間送金限度額の対象となること、(iii) デベロッパがApp Store Connectサイトで送金に関連する特定の情報を提供する必要があること、および、(iv) 前述の要件に従うことを条件として、対応する金額をAppleがエンドユーザーから受け取った月の末日から45日以内に送金支払いが行われることが含まれます。Appleは、当該月に販売されたカスタムアプリケーションおよびAppleからデベロッパに送金される合計金額をデベロッパが特定できるように、詳細な売上報告を各月の末日から45日以内にApp Store Connectサイトでデベロッパが確認できるようにするものとします。デベロッパは

本別紙により、カスタムアプリの配信の顧客へのコンテンツコードの提供について、Appleが当該カスタムアプリケーションの価格を当該カスタムアプリの配信の顧客から徴収できない場合でも、Appleが本第3.5条に従って手数料を受け取る権利を有することを認め、これに同意するものとします。Appleがカスタムアプリの配信の顧客から受け取ったカスタムアプリケーションの購入価格の通貨がAppleとデベロッパとの間で合意した送金通貨以外である場合、当該カスタムアプリケーションの購入価格は、本別紙3の第3.1条に従って、App Store Connectツールに反映されており隨時更新されることがある、その配布期間について固定の為替レートで送金通貨に変換され、Appleがデベロッパに送金する金額が決定されるものとします。Appleは、App Store Connectにおいて、デベロッパが送金受取先として指定している銀行口座の主要通貨(以下、「指定通貨」といいます)を指定できるようにする手段を提供することができます。Appleは、デベロッパに送金する前に、Appleの提携銀行に送金通貨が指定通貨以外であるすべての送金を指定通貨に変換させることができるものとします。デベロッパは、その結果生じる為替差額またはAppleの提携銀行により請求される手数料が、当該送金から差し引かれることがあることに同意するものとします。デベロッパは、デベロッパの提携銀行またはデベロッパの提携銀行とAppleの提携銀行を仲介する銀行から請求されるすべての手数料(例えば、銀行振込手数料)に引き続き責任を負うものとします。

3.6 何らかのカスタムアプリケーションについてAppleの手数料またはカスタムアプリの配信の顧客が支払うべき価格が、(i)源泉徴収もしくは類似する税金、(ii)本別紙の第3.2条に基づきAppleが徴収していない売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、通信事業税、その他の税金もしくは賦課金、または、(iii)その他のあらゆる性質の税金もしくは政府の賦課金の対象となる場合、こうした税金または賦課金は全額、デベロッパのアカウントのみに対するものであり、本別紙3に基づきAppleが受け取る権利を有している手数料がこれにより減額されることはないものとします。

3.7 Appleからのデベロッパに対する送金が源泉徴収または類似する税金の対象となる場合、こうした源泉徴収または類似する税金は全額、デベロッパのアカウントのみに対するものであり、当該取引においてAppleが受け取る権利を有している手数料は減額されないものとします。Appleは、こうした税金を支払う義務があると合理的に判断した場合、その源泉徴収または類似する税金の全額をデベロッパへの未払い金の総額から差し引き、源泉徴収した金額を所轄の税務当局に全額納付するものとします。Appleは、適用される租税条約で源泉徴収税の軽減税率が定められている場合、その軽減税率を適用します。ただし、デベロッパが当該租税条約で求められている、またはその他Appleが満足できる、デベロッパが源泉徴収税の当該軽減税率の恩恵を受ける権利を有していることを立証するために十分な文書をAppleに提供している場合に限ります。Appleが合理的に指定する手段を使用して、デベロッパからAppleに対し適時に書面による要求があった場合、Appleは、Appleがデベロッパを代理して所轄の税務当局に納付した源泉徴収または類似する税金の金額をデベロッパに報告するために商業上現実的な努力を払うものとします。デベロッパは、こうした源泉徴収または類似する税金、ならびに罰金および／またはその利息の過少納付(源泉徴収税の軽減税率の恩恵を受けるためのデベロッパの権利の取得または喪失に関する、デベロッパによる誤った請求または表明に起因する過少納付を含みますが、これに限定されません)に対する所轄の税務当局からのあらゆる請求について、Appleを補償し、損害を被らせないものとします。

3.8 デベロッパは、一部の地域において、本別紙3の条件に従って、In-App Purchase APIを使用して自動更新サブスクリプションを提供することができます。ただし、以下の条件を満たしている場合に限ります。

(a) 自動更新機能は、デベロッパがApp Store Connectツールで選択する価格で、1週間ごと、1ヶ月ごと、2ヶ月ごと、3ヶ月ごと、半年ごと、または1年ごとの設定である必要があります。ただし、デベロッパは複数のオプションを提供することができます。

(b) デベロッパは、デベロッパの自動更新サブスクリプションに関する以下の情報を、明確かつ目立つ形でユーザーに開示するものとします。

- 自動更新サブスクリプションのタイトル(アプリ内の製品名と同じである場合があります)
- サブスクリプションの期間
- サブスクリプションの価格および単価(該当する場合)

デベロッパのライセンスアプリケーション内またはカスタムアプリケーション内からデベロッパのプライバシーポリシーおよび利用規約へのリンクにアクセスできる必要があります。

(c) デベロッパは、マーケティングされるサブスクリプション期間全体(デベロッパが許可した請求の猶予期間を含みます)にわたって提供を実施する必要があります。デベロッパは、本別紙3の本第3.8条(c)項に違反した場合、本別紙により、Appleに対し、Apple独自の裁量により、当該サブスクリプションに対してエンドユーザーが支払った価格の全額または一部をエンドユーザーに返金することを許可し、指示するものとします。請求の猶予期間とは、請求の誤りが解消されていないユーザーに対してデベロッパが有料サービスを無料で提供することに同意している期間を指します。Appleがそうした価格をエンドユーザーに返金した場合、デベロッパは、当該サブスクリプションの価格に等しい金額をAppleに払い戻すか、それに対するクレジットをAppleに付与するものとします。デベロッパは、本規定に繰り返し違反した場合、Appleが本別紙3の第7.3条に基づくAppleの権利行使できることを認めるものとします。

3.9 デベロッパは、既存のサブスクリプションアイテムの価格を変更する場合、App Store Connectツールでその意思を示すことで、デベロッパの既存の顧客について現在の価格を保持することを選択できます。エンドユーザーの同意が必要となる地域に所在する既存のサブスクリプション登録者に対してデベロッパが価格を引き上げた場合、そうしたサブスクリプション登録者には新しい価格の確認および同意が求められ、同意がない場合は自動更新機能が無効になります。

3.10 デベロッパは、デベロッパのカスタムアプリケーションの内外で自動更新サブスクリプションのプロモーションおよび売り込みを行う場合、あらゆる法規制上の要求を遵守してそうしなければなりません。

3.11 カスタムアプリケーション内で購入されるサブスクリプションサービスは、アプリ内課金を使用する必要があります。当該サービスの料金は、カスタムアプリの配信の顧客アカウントではなく、エンドユーザーのiTunesアカウントに請求されます。

ガイドラインの第3.1.3条(a)項「『リーダー』アプリ」に定められているIn-App Purchase APIの使用に加えて、カスタムアプリケーションは、カスタムアプリケーション外で(例えば、デベロッパのウェブサイトを通じて)提供されるコンテンツ(具体的には雑誌、新聞、書籍、音声、音楽、ビデオ)を読み込みまたは実行することができます。ただし、この禁止が適用されない米国のストアを除いて、デベロッパは、カスタムアプリケーション内で、当該コンテンツに関する外部のオファーのリンクを貼ったり、マーケティングをしたりしないものとします。デベロッパは、カスタムアプリケーション外で取得したコンテンツへのアクセスの認証について責任を負うものとします。

3.12 デベロッパのカスタムアプリケーションが定期刊行のコンテンツベースのもの(例えば、雑誌や新聞)である場合、Appleは、当該カスタムアプリケーションでIn-App Purchase APIを通じて自動更新サブスクリプションの購入が行われる際、デベロッパに対し、エンドユーザーのアカウントに関する氏名、電子メールアドレスおよび郵便番号を提供する場合があります。ただし、当該ユーザーが、デベロッパへのデータの提供に同意すること、ならびに、デベロッパが、当該データをデベロッパ自身の製品のプロモーションにのみ使用し、かつ、その他、デベロッパのカスタムアプリケーションを通じて容易に閲読可能でなければならず同意を得ている、デベロッパの一般公開されているプライバシーポリシーを厳守することを条件とします。ユーザーがこれらの情報を送信することに同意している場合、デベロッパはサブスクリプションの延長を促す無料のインセンティブを提供することができます。

4. 所有权およびエンドユーザーへの使用許諾

4.1 両当事者は、Appleがカスタムアプリケーションまたはライセンスアプリケーション情報に対する持分権を一切取得しないこと、ならびにカスタムアプリケーションに関する権原、損失リスク、責任および管理権はすべて、常に、デベロッパに留まることを認め、同意するものとします。Appleは、いかなるカスタムアプリケーションおよびライセンスアプリケーション情報も、目的または方法の如何を問わず、一切使用できないものとします。ただし、本別紙3で特に許可されている場合はこの限りではありません。

4.2 デベロッパは、本別紙3の2.1条に従ってカスタムアプリケーションをAppleに配布する際に、当該カスタムアプリケーションに対するデベロッパ自身のEULAをAppleに対して提供できます。ただし、デベロッパのEULAには、本別紙3の添付書類Dに定める最低条件を盛り込むこととし、この最低条件との齟齬があつてはなりません。また、デベロッパのEULAは、米国のすべての適用法令に準拠していなければなりません。Appleは、Appleが当該カスタムアプリケーションへのアクセスを許可している各エンドユーザーに対し、Appleが当該カスタムアプリケーションを当該エンドユーザーに配布する際に、デベロッパのEULA(存在する場合)を確認することができるようになります。また、Appleは、各エンドユーザーに対し、エンドユーザーによる当該カスタムアプリケーションの使用には、デベロッパのEULA(存在する場合)で定める条件が適用される旨を通知するものとします。デベロッパがカスタムアプリケーションに関するデベロッパ自身のEULAをAppleに提供しない場合、デベロッパは、各エンドユーザーによる当該カスタムアプリケーションの使用について、Appleの(App Storeサービス規約の一部である)標準EULAが適用されることを認め、これに同意するものとします。

4.3 デベロッパは本別紙により、各カスタムアプリケーションに対するEULAは、デベロッパとエンドユーザーの間のみの契約であり、かつ、適用法令に準拠したものであることを認めるものとします。Appleは、いかなるEULAに対しても、またデベロッパもしくはエンドユーザーによるいかなるEULAの条件への違反に対しても、一切の責任を負わず、それに基づくいかなる賠償責任も負わないものとします。

5. コンテンツの制約およびソフトウェアのレーティング

5.1 デベロッパは、以下のすべての事項を表明および保証するものとします：(a) デベロッパは、本契約を締結する権利、各カスタムアプリケーションを複製し配布する権利、およびエンドユーザーがカスタムアプリの配信サイトを介して各カスタムアプリケーションをダウンロードして使用することを許可する権限をAppleに与える権利を有すること、(b) カスタムアプリケーション、またはAppleもしくはエンドユーザーによる当該カスタムアプリケーションの許可された使用のいずれも、いかなる個人、組織、法人、その他の団体の特許権、著作権、商標権、営業秘密、知的財産権、または契約上の権利も一切侵害しないこと、および、デベロッパは、単独または複数のカスタムアプリの配信の顧客からのライセンス許諾に基づく場合を除き、単独または複数の第三者のために、カスタムアプリケーションをAppleに提出していないこと、(c) 各カスタムアプリケーションは、デベロッパが本別紙3の第2.1条に基づいて指定した各地域における配布、販売、および使用、当該地域への輸出および輸入を、当該地域の法規制およびその他の適用されるあらゆる輸出入規制に従つて行うことが許可されていること、(d) カスタムアプリケーションはいずれも、猥褻なもの、公序良俗に反するもの、または、デベロッパが本別紙3の第2.1条で指定した地域の法規制で禁止または制限されているものを一切含んでいないこと、(e) カスタムアプリケーションに関する情報を含め、App Store Connectのツールを使用してデベロッパが提供するあらゆる情報が正確であること、また当該情報が正確性を欠くようになった場合には、デベロッパがApp Store Connectツールを使用して速やかに正確なものとなるよう更新すること、ならびに、(f) デベロッパのカスタムアプリケーションのコンテンツまたはカスタムアプリの配信サイトに関連したデベロッパによる知的財産の使用をめぐる紛争が発生した場合、デベロッパは、当該紛争を提起する当事者とのデベロッパの連絡先情報の共有をAppleに認めること、および、非排他的に、かつ、当事者の法的権利の放棄を伴わずに、Appleのアプリの紛争に関するプロセスに従うことに同意すること。

5.2 デベロッパは、デベロッパが配布するカスタムアプリケーションそれぞれに対してレーティングを割り当てるために、App Store Connectに定めるソフトウェアレーティングツールを用いて、Appleが本別紙3に基づきカスタムアプリの配信サイトを通じて実施するマーケティングおよび義務履行について各該カスタムアプリケーションに関する情報を提供するものとします。各カスタムアプリケーションに対してレーティングを割り当てるため、デベロッパは、ソフトウェアレーティングツールを利用して、当該カスタムアプリケーションのコンテンツに関する正確かつ包括的な情報を提供するよう最善の努力を払うものとします。デベロッパは、Appleが次の(i)および(ii)に依拠していることを認め、これに同意するものとします。本別紙でデベロッパが指定する各地域でエンドユーザーがカスタムアプリケーションをダウンロードできるようにする際に、(i) デベロッパが、各カスタムアプリケーションについて求められている情報の正確かつ完全な提供を誠実にかつ相応の注意を払って行っていること、ならびに、(ii) デベロッパが本別紙の第5.1条に定める表明および保証を行っていること。なお、デベロッパは、Appleに対し、不正確なレーティングが割り当てられたデベロッパのあらゆるカスタムアプリケーションのレーティングを訂正することを許可するものとします。また、デベロッパは、そうした訂正後のレーティングに同意するものとします。

5.3 本別紙でデベロッパが指定する地域において、カスタムアプリケーションの配信、販売および／または使用の条件として、政府または業界の規制当局による当該カスタムアプリケーションの承認またはレーティングが求められている場合、デベロッパは、Appleが、当該地域においてカスタムアプリの配信サイトから当該カスタムアプリケーションを、カスタムアプリの配信の顧客が購入および／またはエンドユーザーがダウンロードできるようにしないことを選択できることを認め、これに同意するものとします。

5.4 子どもを対象としている、またはその他の方法で子どもを引きつける可能性が高いカスタムアプリケーション、および購入するように子どもに働き掛けたり（「今すぐ購入」または「今すぐアップグレード」などの語句を含みますが、これらに限定されません）、子どものために購入するよう他者に促したりするカスタムアプリケーションは、こうしたマーケティング活動が違法とされている地域において提供してはならないものとします。デベロッパは、本別紙3の第5.1条(c)項に従って、デベロッパのカスタムアプリケーションが適用法令（消費者保護、マーケティングおよびゲームに関する法律を含みますが、これらに限定されません）に準拠していることについて全責任を負うことを明示的に承諾し、これに同意するものとします。

6. 義務および責任

6.1 Appleは、エンドユーザーによるカスタムアプリケーションのインストールおよび／または使用に関して、一切責任を負わないものとします。デベロッパは、各カスタムアプリケーションについて、製品保証、エンドユーザーの支援、および製品サポートすべてについて、単独で責任を負うものとします。

6.2 以下の請求を含みますがこれらに限定されない、カスタムアプリケーション、および／またはエンドユーザーによる当該カスタムアプリケーションの使用に起因または関連するあらゆる請求、訴訟、債務、損失、損害、費用、および経費について、デベロッパは単独で責任を負うものとし、かつAppleは一切義務および責任を負わないものとします：(i) EULAで規定されているか、適用法令に基づいて定められているかに関わらず、保証違反に関する請求、(ii) 製造物責任に関する請求、ならびに(iii) いずれかのカスタムアプリケーション、および／またはエンドユーザーによる当該カスタムアプリケーションの保有または使用が、第三者の著作権またはその他の知的財産権を侵害しているという請求。

6.3 Appleが、エンドユーザーから、(i) エンドユーザーがいずれかのカスタムアプリケーションをダウンロードした日から90日以内、もしくは第3.8条に従って提供される自動更新サブスクリプション期間が終了してから90日以内（当該期間が90日未満である場合）に、エンドユーザーが当該カスタムアプリケーションの使用許諾の解約を希望している旨、または、(ii) カスタムアプリケーションが、デベロッパの仕様、デベロッパの製品保証、もしくは適用法令の要件に準拠していない旨の通知もしくは請求を受け取った場合、Appleは、当該カスタムアプリケーションに対してカスタムアプリの配信の顧客またはエンドユーザーが支払った価格の全額をカスタムアプリの配信の顧客および／またはエンドユーザー（該当する場合）に返金することができるものとします。Appleが当該価格をエンドユーザーに返金した場合、デベロッパは、当該カスタムアプリケーションの価格に等しい金額をAppleに払い戻すか、その金額分のクレジットをAppleに付与するものとします。エンドユーザーがカスタムアプリケーションに対する返金を受け取った旨の通知または請求をAppleがペイメントプロバイダから受け取った場合、デベロッパは、当該カスタムアプリケーションの価格に等しい金額をAppleに払い戻すか、その金額分のクレジットをAppleに付与するものとします。

7. 契約の解除

7.1 本別紙3および本別紙に基づくAppleのすべての義務は、本契約の期間満了または解除の時点ですべて終了するものとします。いかなる当該終了に関わらず、Appleは、(i) 終了日より前（本別紙の第1.4条に定めるフェーズアウト期間を含みます）にカスタムアプリの配信の顧客に提供された、カスタムアプリケーションのコピーと引き換え可能なすべてのコンテンツコードに対するすべての手数料、および、(ii) 終了日の前後を問わず、本別紙3の第6.3条に従って、Appleがカスタムアプリの配信の顧客および／またはエンドユーザーに支払った返金に対する払い戻しを、デベロッパから受け取る権利を有するものとします。本契約が解除された場合、Appleは、カスタムアプリの配信の顧客および／またはエンドユーザーへの返金を算出し、それと相殺するために、Appleが合理的であると判断する期間、デベロッパに対する期限が到来している支払いをすべて保留することができます。Appleは、デベロッパまたはその関連するデ

ベロッパが、疑わしい、誤解を招く、詐欺的な、不適切な、非合法の、または不誠実な行為または不作為に関与した、または関与するようほかのデベロッパに奨励した、もしくはほかのデベロッパと共に参加したとAppleが判断した、またはその疑いを持った場合はいつでも、デベロッパまたは当該ほかのデベロッパに対する期限が到来している支払いを保留することができます。

7.2 デベロッパがカスタムアプリケーションを配信する法的権利を喪失した場合、または、本別紙3に従ってAppleに対してエンドユーザーが当該カスタムアプリケーションにアクセスすることを許可する権限を与える法的権利を喪失した場合、デベロッパは、その旨を速やかにAppleに通知し、かつ、App Store Connectサイトで提供されているツールを用いて、カスタムアプリの配信サイトから当該カスタムアプリケーションを取り下げるものとします。ただし、デベロッパが本第7.2条に基づいて当該取り下げを行った場合であっても、本別紙3に基づくデベロッパのAppleに対する義務、または当該カスタムアプリケーションに関するAppleおよび／もしくはエンドユーザーに対するいかなる責任も免除されるものではありません。

7.3 Appleは、いつでも、理由の如何に関わらず、デベロッパに対して解除通知をすることにより、カスタムアプリケーションのマーケティング、提供、ならびにカスタムアプリの配信の顧客による購入およびエンドユーザーによるダウンロードの許可を中止する権利を留保します。本第7.3条の一般性を制限することなく、デベロッパは、Appleが、人間による審査および／または系統的審査(適用法令の下で受け取る通知を含みますが、これに限定されません)に基づいて、以下の状況であると合理的に判断する場合、Apple独自の裁量により、カスタムアプリケーションの一部または全部のマーケティングおよびエンドユーザーによるダウンロードの許可を中止することができることを認めるものとします：(i)添付書類Aに列挙する1つまたは複数の地域に、当該カスタムアプリケーションを輸出することが、輸出管理令またはその他の法令に基づき許可されていない場合、(ii)当該カスタムアプリケーション、またはエンドユーザーが当該カスタムアプリケーションを所有もしくは使用することが、第三者の特許権、著作権、商標権、営業秘密、その他の知的財産権を侵害している場合、(iii)当該カスタムアプリケーションの配布、販売、または使用が、本別紙3の第2.1条に基づき、デベロッパが指定するいずれかの地域の適用法令に違反している場合、(iv)デベロッパが、本契約、本別紙3、または、App Reviewガイドラインを含みますがこれらに限定されない、その他のドキュメントの条件に違反した場合、(v)デベロッパのカスタムアプリケーションが本別紙3の第5.4条に違反した場合(規制当局から違反の疑いについて通知された場合を含みますが、これに限定されません)、または(vi)デベロッパ、デベロッパの代理人、またはデベロッパ企業が、Appleが事業を展開するいずれかの地域における制裁措置の対象になっている場合。Appleが、本第7.3条に従って、カスタムアプリケーションのマーケティングおよびダウンロードの許可を中止する選択を行った場合であっても、本別紙3に基づくデベロッパの義務は免除されないものとします。

7.4 デベロッパは、App Store Connectサイトで提供されているツールを用いることにより、理由の如何によらず、いつでも、カスタムアプリケーションの全部または一部をカスタムアプリの配信サイトから取り下げるすることができます。ただし、デベロッパのエンドユーザーに関して、デベロッパは本別紙により、Appleに対し、デベロッパが本別紙3の第5.1条および7.2条に従って別段の意思表示をしない限り、エンドユーザーによる未利用のコンテンツコードの利用要求に応えること、また、本契約の解除または期間満了後も有效地に存続する本別紙3の第1.2条(b)項、同(c)項および同(d)項を履行することを許可し、指示するものとします。

8. 法的影響

本別紙3により確立されるデベロッパとAppleの関係は、デベロッパに対して、重要な法的影響および／または税務上の影響をもたらすことがあります。デベロッパは、本別紙に基づくデベロッパの法的義務および納税義務について、デベロッパ自身の顧問弁護士および顧問税理士と協議することに責任を負うことを認め、これに同意するものとします。